

| 航空自衛隊仕様書       |               |            |             |
|----------------|---------------|------------|-------------|
| 仕様書の<br>種類     | 内容による分類       | 装備品等仕様書    |             |
|                | 性質による分類       | 個別仕様書      |             |
| 物品番号           |               | 仕様書番号      |             |
| 品名<br>又は<br>件名 | 高機動車<br>----- | CPS-V23220 |             |
|                |               | 大臣承認       | 平成 年 月 日    |
|                |               | 作成         | 平成28年 9月 9日 |
|                |               | 改正         | 平成 年 月 日    |
|                |               |            | 平成 年 月 日    |
| 作成等<br>部隊名     | 補給本部          |            |             |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において航空支援統制所用エアータント及び器材の運搬並びに通信器材の搭載に使用する高機動車（以下，“車両”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-V00008の1.2及びC&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### a) 空車状態

車両に燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、附属品及び予備品を取付位置等に収納した状態をいう。ただし、タイヤチェーン、燃料携行缶、洋形おの、シヨベル及びバチツルハシは、含まないものとする。

#### b) 最大積載状態

空車状態の車両に、操縦手1名（80 kg）、助手1名（80 kg）及び最大積載質量の荷物を均等に積載した状態をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

|   |   |      |
|---|---|------|
| 品 | 名 | 高機動車 |
|---|---|------|

a) 規格

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| J I S K 5 5 7 2 | フタル酸樹脂エナメル  |
| J I S K 5 6 5 1 | アミノアルキド樹脂塗料 |
| N D S Z 8 2 0 1 | 標準色         |

b) 仕様書

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| C & L P S - V 0 0 0 0 8 | 車両等共通仕様書    |
| C & L P S - Y 0 0 0 0 7 | 調達品等一般共通仕様書 |
| G W - D 0 1 1 0 0 1     | 高機動車        |

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、GW-D011001の2.1 a)による。

2.2 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C&LPS-V00008の2.2による。

2.3 構造・形状・寸法・質量

2.3.1 構造

構造は、次によるほか、GW-D011001の2.3.1によるものとし、細部は、承認図面による。

- a) トレーラのけん引に必要なピントルフック、ブレーキ用エアカップリング及び7極電線カップリングは、除くものとする。
- b) 小銃保持具（ボルト止めの部位のみ。）は除くものとする。
- c) 無線機用ターミナルボックスは、除くものとする。
- d) 車両無線機空中線の無線機用アンテナブラケットは、除くものとする。
- e) その他

1) 寒冷地仕様（製造会社仕様）とする。

2) 自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2の車両法適用除外指定の車両の規格とする。

2.3.2 形状・寸法

形状・寸法は、付図1を基準とし、細部は、承認図面による。

|   |   |      |
|---|---|------|
| 品 | 名 | 高機動車 |
|---|---|------|

### 2.3.3 質量

質量は、次による。

- a) 空車質量                    2 7 0 0 k g (基準)
- b) 最大積載状態の質量    4 2 1 0 k g (基準)

### 2.4 外観・性能

#### 2.4.1 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥がないものとする。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがないものとする。
- c) 塗装は、防せい処理後下塗りを行った後、次の上塗りを行うものとする。
  - 1) 車体は、C&LPS-V00008の2.3によるほか、JIS K 5572の2種又はJIS K 5651の2種2号（それぞれの同等品を含む。）で、NDS Z 8201の色番号2314（OD色7.5Y3/1）により塗装するものとし、細部は、色見本による。
  - 2) シャシ（ディスクホイールを含み、機関、動力伝達装置、制動装置、排気管及び消音器を除く。）は、製造会社仕様の黒色により塗装するものとする。
  - 3) 機関、動力伝達装置、制動装置、排気管及び消音器は、製造会社仕様により塗装するものとする。
  - 4) 荷台床面に滑り止め処理を施すものとする。

#### 2.4.2 性能

性能は、GW-D011011の2.4.2による。

### 2.5 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は、承認図面による。

## 3 品質保証

### 3.1 監督検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

## 4 出荷条件

商慣習による。

|   |   |      |
|---|---|------|
| 品 | 名 | 高機動車 |
|---|---|------|

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- c) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

### 5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

### 5.3 携行工具・附属品・予備品

携行工具、附属品及び予備品は、GW-D011001の5.2による。

### 5.4 承認用図面・色見本

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面及び色見本を作成のうえ提出し、承認を受けるものとする。

#### a) 承認用図面

- 1) 外形図（寸法及び質量を含む。）
- 2) 塗装配置図
- 3) 航空自衛隊標識図
- 4) 銘板図
- 5) その他必要な図面

#### b) 色見本

車体外部

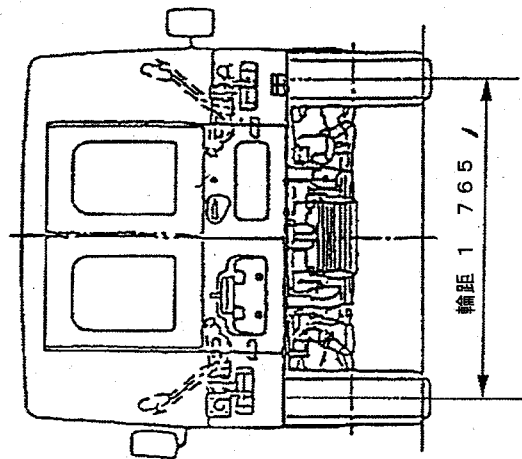
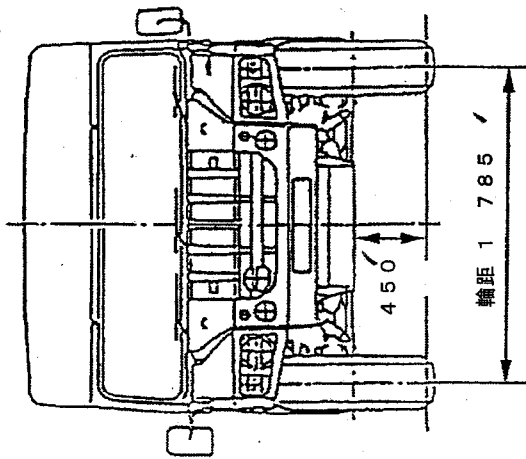
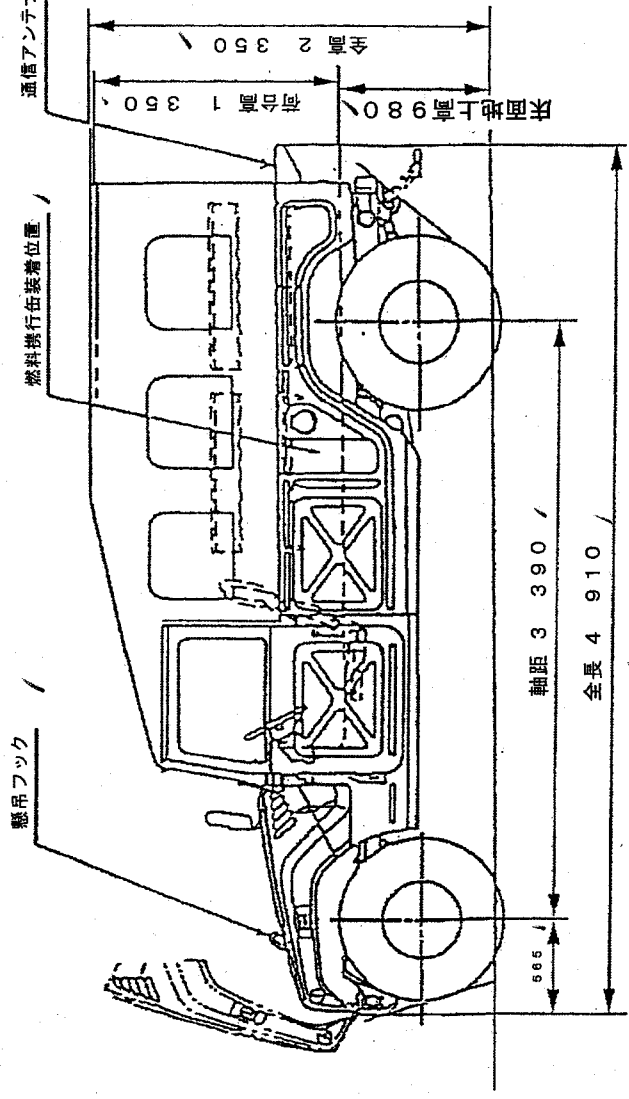
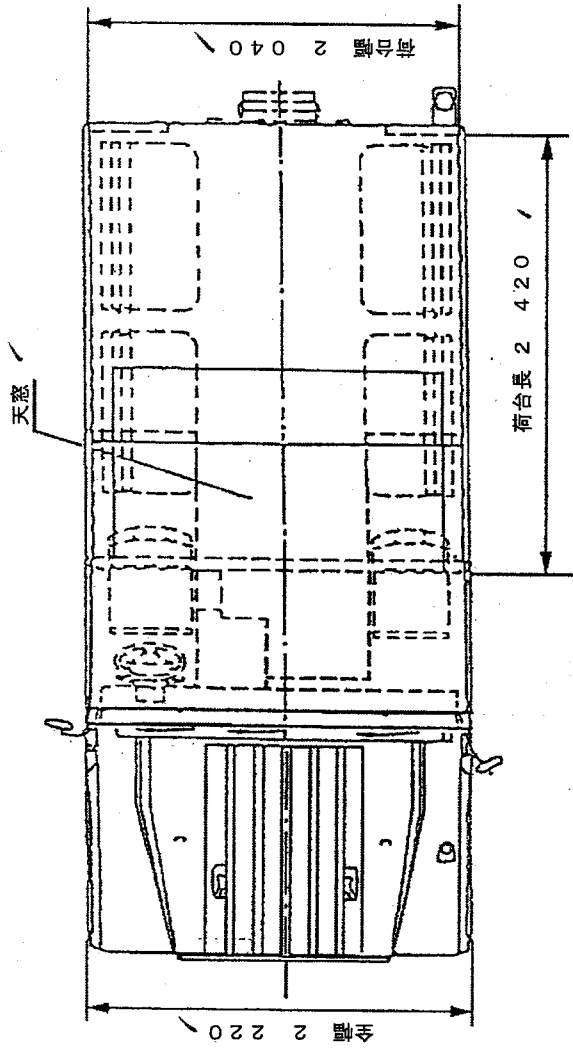
### 5.5 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

### 5.6 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

単位 mm



注記 寸法については、空車状態

付図 1-高機動車の形状及び寸法